

# 令和4年度 処遇改善計画（高齢福祉分野）

社会福祉法人松代福祉会

令和4年度における高齢福祉分野職員の処遇改善手当及び特定処遇改善手当について、以下のとおりとします。なお、処遇改善については、国の加算制度等を活用して取り組んでいることから、加算実績が見込額と大きく変動した場合は、手当額を変更する場合があります。

## 1 支給対象職員

「正規職員」および「契約職員のうち給与月額を定額で支給する職員」

## 2 手当の額

### (1) 処遇改善手当（毎月支給）

- ① ほくほくの里（広域型）
  - ・介護職員 30,000円
  - ・その他職員 15,000円
- ② ほくほくの里（地域密着型）
  - ・介護職員 27,000円
  - ・その他職員 15,000円
- ③ ほのぼの園、つるかめ園、訪問介護
  - ・介護職員 22,000円
  - ・その他職員 15,000円
- ④ 居宅介護支援
  - ・介護支援専門員 15,000円

### (2) 特定処遇改善手当（3月支給）

#### ① 介護職員等：特養介護、通所介護、訪問介護、特養看護

勤務形態			Aグループ	Bグループ
区分	夜勤	変則	(経験・技能のある介護職員等)	(Aグループ以外の介護職員等)
ア)	有	有	285,000円	190,000円
イ)	無	有	150,000円	100,000円
ウ)	無	無	105,000円	70,000円

#### Aグループ：経験・技能のある介護職員等

(介護福祉士等の資格を有し、かつ当法人における勤続年数10年以上又は副主任以上の役職者)

- ア) 夜勤有、変則勤務有（特養介護職員）
- イ) 夜勤無、変則勤務有（特養・訪問介護職員、特養看護職員）
- ウ) 夜勤無、変則勤務無（特養・通所・訪問介護職員）

※「夜勤有」とは、夜勤を月平均2.5回以上行った職員。

※「変則勤務有」とは、早番・遅番及び日曜勤務に制約が無い職員。

#### Bグループ：Aグループ以外の介護職員等

- ② ①以外の職員 30,000円（前年度同額）

なお、支給額は、勤務時間（短時間）および勤務期間を調整した額とします。